

●こども計画（案）に関するご意見・ご質問シート

ページ	対象箇所	ご意見・質問の内容	回答
P3	【計画の対象】	こどもの定義の幅広さについて 本計画では「こども」を0歳から39歳まで含めるとされていますが、なぜ39歳までと定めたのか、その根拠や背景をもう少し詳しく説明してほしいです。例えば、他の自治体ではどのような年齢範囲で定義しているのか比較があると理解しやすいと思います。	参考にした法令を明示し、計画に反映しました (令和3年こども若者育成支援推進大綱)
P9	3. 重点事項 すべてのこどもの育ちと自立を支える	すべてのこどもと記載されているが、具体的な取組が行われるこどもが限定されていないか？	標記を変更しました
P11	(2) こどもの意見表明の機会と仕組みづくり	こどもの意見を施策に反映させるための具体的な仕組みはどのように機能するのでしょうか？たとえば、こども議会のようなものを設けるのか、アンケート調査を実施するのか、既存のワークショップを強化するのか、具体的な方法を知りたいです。	来年度の「こどもの権利条例」で明確に定めます 市が大きな取組を行う際に、アンケートやワークショップでこどもの意見を聞く機会を作ります。(例：体育館構想)
P18	(2) ヤングケアラーの把握と支援	ヤングケアラーコーディネーターの配置が計画されていますが、実際に支援を必要としているこどもが自ら名乗り出ることは少ないのでは？教育機関や地域団体との連携をどのように進め、実際にヤングケアラーを把握するのか、具体的な方策を知りたいです。	次年度ヤングケアラーコーディネーターの配置準備をしています。 学校で定期的に把握調査を行っています。 定期的に教育委員会・学校とこども家庭支援課で情報共有し把握に努めています。 把握後は、各機関と連携して家庭への対応を検討しています

ページ	対象箇所	ご意見・質問の内容	回答
P18	(3) こどもの貧困対策	与えるサービスだけでいいのか疑問に感じます。例えば食事において、食べるものを与えるだけでなく、食べるために料理をすることを教えることなども生きていく上で大事なことに思えます。	基本方針の4の部分で、地域社会でこどもの体験機会をつくっていくことを標記しています。
P22	(4) 多様な居場所づくりの推進	居場所づくりの推進が掲げられていますが、具体的にどのような場所が想定されていますか？例えば、学校外で利用できる施設、オンラインでの相談窓口、地域コミュニティを活用したスペースなど、すでに考えられている施策があれば教えてください。	今年度実験的にオンラインでの場づくりに挑戦しました。 また、校区コミセンなどの居場所づくりについても、地域に働きかけていきます。
P23	(5) こども・子育てにやさしい環境づくり	公共施設の整備やバリアフリー化の推進が記載されていますが、具体的にどの施設を対象にして、どのような優先順位で整備を進める予定でしょうか？また、子育て家庭が利用しやすい地域公共交通の仕組みづくりについて、具体的なアイデアや計画があれば知りたいです。	まずは市内の教育・保育施設が中心で、新体育館にもこども・子育て家庭の利用の視点が盛り込まれる予定です。 公共交通はデマンドタクシーやのるーとの利用状況等をふまえて考えていきます。
P23	(6) 調和のとれた子育て・仕事・生活の推進	意見と質問内容:子育て・仕事・生活の調和により、快適な家庭生活が保たれ、こどもの健やかな成長が期待されます。とありますが、調和に欠かせないであろう『こどもの最善の利益』という文言はありません。これでは子育ての仕方も仕事の選び方も生活の選択も今までと変わらないのではないのでしょうか。大人が、親がちいさな子どもたちの存在をまんなかにして選択し暮らしていきたくてこそ、そこには家族としての調和が生まれていくと思います。こどもの最善の利益について表現されていない点はどのように理解したらよろしいのでしょうか。	全体にかかる P22 の重点事項に標記を追記しました